

Q



ベンチャー企業に対して出資を行った際、税制上の特典を受けられる制度が出来ると聞いたのですが、どのような制度なのでしょう。

A

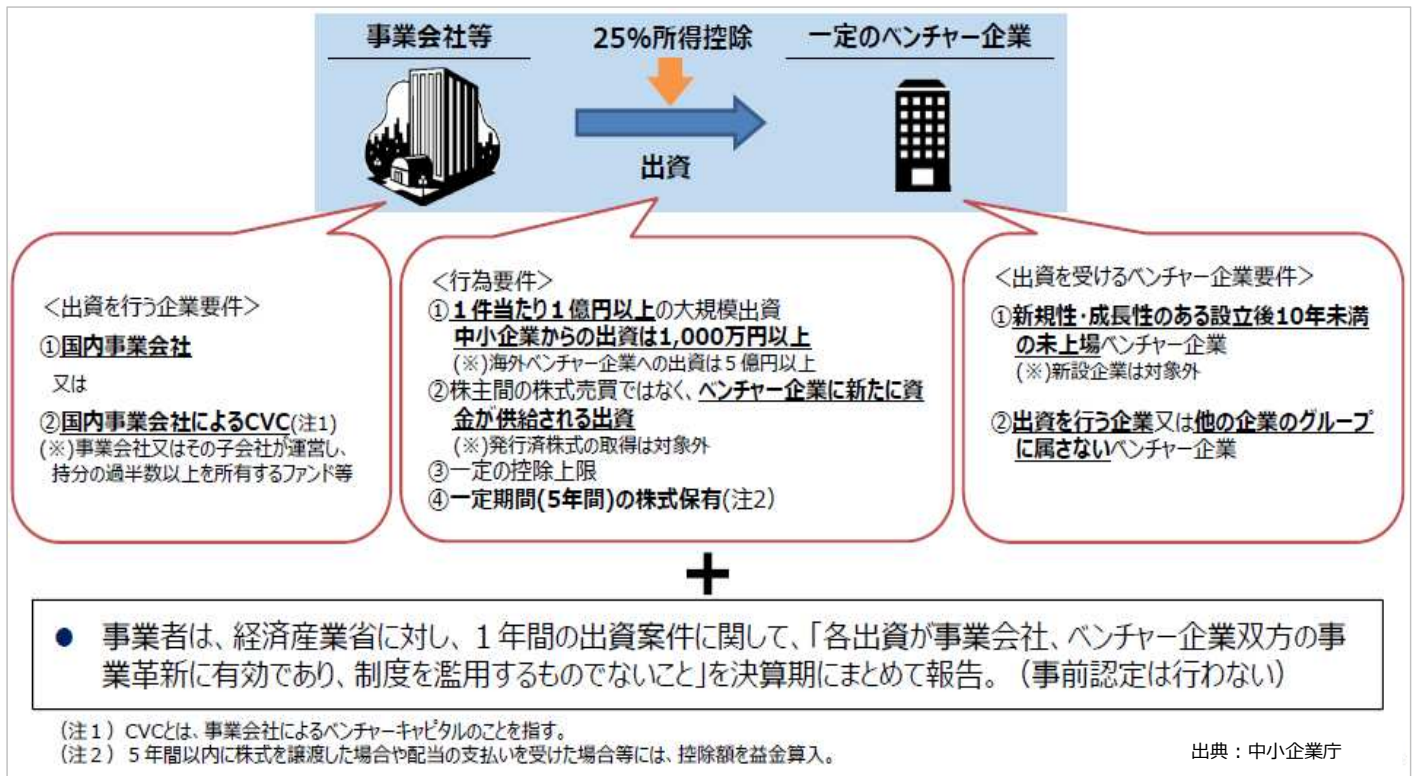


事業会社（対象法人）が、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得し、かつ、その取得した日を含む事業年度末まで有している場合には、その株式の取得価額の25%以下の金額について所得控除が受けられます。

●改正概要●

オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設

減税



～ざっくり用語解説～

- ・対象法人      …青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの
- ・特定事業活動を行うもの…余剰資金を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社など

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得する株式について適用

POINT



この税制の適用対象者は、青色申告書を提出する法人で一定の要件を満たすものであることから、中小企業者等に限らず、資本金の額が5億円以上である大法人についても適用の検討の余地がある投資促進税制です。